

平成 29 年度第 3 回高知県国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 6 時から午後 7 時 10 分

場所：高知城ホール

出席委員 吉本委員、島内委員、金子委員、久委員、崎岡委員、西森委員、小田切委員、
藤田委員、弘田委員

※欠席 西島委員、瀨田委員

○会議録署名人の指名

高知県国民健康保険運営協議会運営要綱第 4 条 2 項に基づき、金子委員及び西森委員が
会議録の署名人として、指名された。

次第 第 3 高知県知事からの諮問について

高知県国民健康保険運営協議会会長に事務局から諮問書を手交した。

議題 1 国民健康保険事業費納付金の徴収について

○事務局説明

諮問書の別紙及び資料の 1 ページから 13 ページに基づき事務局から説明。

○主な意見・質疑応答

【納付金の増減等について】

(委員)

一人当たりの納付金は最大でも 2.78%の増加ということでしょうか。

また、激変緩和措置により結果的にはあまり大きな保険料の増減にはならないということですか。

→ (事務局)

今回の仮算定の結果では、1 人当たり納付金は最大でも 2.78%の増加という数字になります。年末の国の来年度予算編成後の、1 月に実施する本算定では、自然増の割合が変わるため、2.78%から動くことはあり得ます。

また、市町村は、一般会計からの法定外繰入もしています。基本的に好ましくないことですが、一度に法定外繰入を止めると被保険者への影響が大きいため、制度改革に伴って激変とならないよう市町村には配慮を求めています。

議題2 高知県国民健康保険運営方針について

○事務局説明

高知県国民健康保険運営方針（案）の概要、高知県国民健康保険運営方針（案）、『高知県国民健康保険（原案）』に対する市町村の意見とそれに対する県の考え方（市町村意見照会、『高知県国民健康保険（原案）』に対する意見とそれに対する県の考え方（パブリックコメント）及び高知県国民健康保険運営方針（原案）からの変更点により事務局から説明。

○主な意見・質疑応答

【市町村・パブリックコメントのご意見について】

（委員）

市町村のご意見、パブリックコメントのご意見に対して県の考え方をお示しして最終的には修正はほとんどないということですか。

→（事務局）

そのとおりです。

【公費の拡充について】

（委員）

公費については、県としては平成30年度以降の結果を検証した上で、国に対して適正な納付金の調整ができるよう、公費を要請していくということですか。

→（事務局）

そのとおりです。今回の制度改正に当たって国と地方の協議の中で、現在国保の状況であれば、都道府県化するだけでは、国保の安定的な運用はできないことを強く訴えてきた結果、3,400億円の公費の拡充がなされました。3,400億円で充分かどうかは30年度以降検証しながら、必要な場合は、知事会を通じて国に要望していきます。

【市町村からの相談や市町村への指導について】

（委員）

一般会計からの法定外繰入は、計画的・段階的な解消を図るとのことですが、市町村によって収入が足りないところは出てくると思います。

今後も高齢化が進む中で、医療費が下がることは、あまり期待できません。

今後、県は法定外繰入が無いようにして下さいというだけで終わるのか、それとも現在市町村が実施している特定健診の受診率向上や後発医薬品の使用促進等の医療費適正化の取組以上に何をすればいいのか等の指導や相談について引き続きやっていただけるのか。

→（事務局）

出来る限りのことはしていきたい。

また、保険者努力支援制度が新たに出来て、市町村の取組や県全体での評価等、色々なケースで国からの交付があります。これを確保できると国保財政にも非常にメリットがあります。

高知県では、昨年度から高知家健康パスポート事業を開始し、県が一つの大きなプラットフォームを作って、市町村の方にはこれを活用していただいています。この成果により、保険者努力支援制度での評価をいただきました。今後も、県として市町村が活用できる取組をし、それによって財政も健全になるように繋げていきたいと考えています。

【不正利得の徴収について】

（委員）

国保運営方針案の 33 ページの不正利得の徴収等で、平成 30 年度以降、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組を行うことが可能とは、具体的にはどうということですか。

→（事務局）

間違いがあった場合（不当利得の場合）に、自主的に返還していただいている現在のやり方は基本的に変わりません。

病院が大規模な不正請求をした後で、倒産した場合など、個別市町村では対応が困難な場合には、県が市町村から委託を受けて代わりにその病院と返還交渉ができるといった方法が、今回の国保法改正により明記されたものです。具体的な取組については、まだ示されていませんので、厚生労働省のスキームを見た上で、今後検討していきます。

【国保運営方針で定める取組の実施について】

（委員）

国保運営方針の様々な取組の実施にあたっては、他の部や課と協力しないと難しいと思います。

→（事務局）

現在も、健康政策部や地域福祉部も含めて、日本一の健康長寿県構想に基づき、一体となって取り組んでいます。引き続き、国保だけでなく、県全体で健康づくりに一緒になってやっていきたいと考えています。

【特定健診の受診率向上に対するインセンティブについて】

(委員)

市町村から特定健診の受診率を上げて国からの補助がそれほど望めないと聞いています。

→ (事務局)

厚生労働省の保険者努力支援制度では、特定健診の受診率が全国の上位 1 割等の保険者であることや、前年度と比べて何ポイント伸びた等の評価基準に応じて交付があります。公費が望めないというのは、評価基準まで達していないということだと思われしますので、評価基準を達成できるよう県も支援をしていきます。

【後発医薬品について】

(委員)

国保側では、後発医薬品の使用を推奨していますが、被保険者が後発医薬品を希望しても置いていない病院があり、矛盾しているように感じます。

→ (事務局)

全ての医療機関に後発医薬品を置いていただきたいと思います。医薬品の種類が多く、すべて応じていただけることは難しい状況です。医療機関の方にも、後発医薬品について、理解を得る努力をしています。

【高額な薬剤の影響についてについて】

(委員)

高額な薬剤の影響は大丈夫ですか。

→ (事務局)

平成 27 年度は、C型肝炎で高額な薬剤が出た影響で、後半から医療費が上がりました。今後、高額な薬剤が出ることによって、医療費が急激に上がることがあれば、厚生労働省ですぐに対応していただきたいと思いますという話をしていきます。

次第 第5 高知県知事からの諮問に対する答申について

○高知県知事からの諮問に対する答申の了承について

(会長)

知事からの諮問に対する答申について諮問事項1「国民健康保険事業費納付金の徴収について」及び諮問事項2「高知県国民健康保険運営方針について」を認めて、知事に答申を行うことについて、委員の皆様のご了承はいただけますでしょうか。

(委員)

(委員からの異議は無し。)

(会長)

それでは、答申を行います。

○ 答申書の手交

高知県国民健康保険運営協議会会長から諮問事項について審議の結果適当と認める旨の答申書が事務局に手交された。